

食品表示制度の抜本改革を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成22年12月22日

提出者

13番 小野正二

6番 内山さとこ

9番 近藤和義

11番 土屋美恵子

14番 深田貴美子

22番 山本あつし

武蔵野市議会議長 島崎義司 殿

食品表示制度の抜本改革を求める意見書

ことしは国連が定めた国際生物多様年である。10月名古屋で「COP10生物多様性条約第10回締約国会議」と「MOP5カルタヘナ（バイオセーフティ）議定書第5回締約国会議」が開催され、今回遺伝子組み換え（GM）作物の危険性に対し、責任と救済（修復）の原則が総会で採択された。

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産を、自給力向上を望み、そのため、冷凍食品原料を初めとする加工食品の原料原産地の表示義務を願っている。

また、多くの消費者が安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにもかかわらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けている現状がある。

さらに、受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通し始めているほか、体細胞クローン由来食品についても、食品安全委員会で異常の多発原因について何の解明もしないまま「安全」と性急に評価し、商品化が間近に迫っている。

東京都では消費生活条例の改正により、調理冷凍食品の原料原産地表示が実現した。これをさらに推進するために、国においても、命の基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。

消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないをみずから決めることのできる社会の実現のため、食品表示制度の抜本改正を求め、下記の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 2 すべての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 3 クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

武蔵野市議会議長 島 崎 義 司

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

あて